

岡山県公報			発行 岡山県			
目次			担当課（室）			
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 ○ 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 ○ 〃 （以上県例規集登載） ○ 令和二年九月岡山県議会定例会の招集 ○ 令和二年度における保安林内の立木伐採を皆伐にすることができる面積の限度の公表 ○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定 ○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し 【公告】			医薬安全課 〃 建築指導課 建築指導課 医薬安全課 建築指導課 財政課 治山課 会計課 〃			
○ 令和二年度後期技能検定試験の実施 ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 公共測量の実施 ○ 水島港唐船線バイパス事業に係る環境影響評価書の縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 【公安委員会】 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載）					労働雇用政策課 耕地課 監理課 道路建設課 建築指導課 〃 交通企画課	

◎岡山県規則第六十一号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三医薬安全課の部1の項3(3)中「第69条第4項」を「第69条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第六十二号

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（平成十二年岡山県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則を次のように定める

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第一条 岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する

別表第三建築指導課の部2の項1(2)中「第66条の2」の次に、「第66条の2の2」を加え、同項5中(35)を(36)とし、(21)から(34)までを一ずつ繰り下げ、(20)の次に次のように加える

(2) 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率及び高さの制限許可（第60条の2の2）						○		
---	--	--	--	--	--	---	--	--

(岡山県建築基準法施行細則の一部改正)

第二条 岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第六十条の二第二項第三号」の次に「法第六十条の二第二項第二号若しくは第三項ただし書」を加える

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する

別表第二の三十二の項中(86)を(88)とし、(32)から(85)までを二ずつ繰り下げ、(31)の次に次のように加える

(32) 法第六十条の二の二第一項第二号の規定によ

る居住環境向上用途誘導地区内における建築物の遮蔽率に関する特例の許可の申請の受理及び当該許可通知書の交付

(33) 法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に

よる居住環境向上用途誘導地区内における建築

物の高さに関する特例の許可の申請の受理及び
当該許可通知書の交付

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

◎岡山県告示第四百六十七号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表保健福祉部の部医薬安全課の項24中「~~第14条第9項~~」を「~~第14条第13項~~」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百六十八号

（許可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表土木部の部建築指導課の項中90を91とし、14から89までを一ずつ繰り下げ、13の次に次のように加える。

14	建築基準法第60条の2の2第1項、第3項	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率及び高さの制限許可	40日		5日		
----	----------------------	-----------------------------------	-----	--	----	--	--

附 則

この告示は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

◎岡山県告示第四百六十九号

令和二年九月八日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

令和二年九月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

◎岡山県告示第四百七十号

令和二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第四百七十一号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、令和二年八月二十五日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。
令和二年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市児島味野二―二―六一	所 在 地	売 り さ ば き 人
	片岡 均 の氏名 の氏名	倉敷市児島味野二―二―六一 売りさばき場所

◎岡山県告示第四百七十二号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、令和二年八月二十五日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	倉敷市児島味野二―二― 六一
名称及び代表者 の氏名	有限会社片岡商店 代表取締役 片岡 均	
売 り さ ば き 場 所	倉敷市児島味野二―二―六一	

〔三九五〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、令和二年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 特級

職	種
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	

2 一級及び二級

職	種	作	業
さく井 鍛造 粉末冶金 工場板金 ロープ加工 機械検査 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整	ロータリー式さく井工事作業 ハンマ型鍛造作業 焼結作業 機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業 ロープ加工作業 機械検査作業 シーケンス制御作業（学科試験のみ実施） 集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業 自動販売機調整作業 空気圧装置組立て作業 油圧装置調整作業		

縫製機械整備	縫製機械整備作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士注文服製作作業、紳士既製服製造作業
和裁	和服製作作業
製本	製本作業
石材施工	石積み作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業、和菓子製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業、プラント配管作業
厨房設備施工 ^{ちゅうぼう}	厨房設備施工作業 ^{ちゅうぼう}
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
自動ドア施工	自動ドア施工作業
ガラス施工	ガラス工事作業
機械・プラント製図	機械製図手書き作業、機械製図C A D作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業
金属材料試験	機械試験作業、組織試験作業
塗装	鋼橋塗装作業
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業
義肢・装具製作	義肢製作作業

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

	舞台機構調整	音響機構調整作業
3	単一等級	
職 種	作 業	
製麵 バルコニー施工	機械乾麵製造作業 金属製バルコニー工事作業	
4	三級	
職 種	作 業	
造園 造園 鑄造 機械加工 めっき 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て	造園工事作業 鑄鉄鑄物鑄造作業 普通旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業 電気めっき作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業（学科試験のみ実施） 冷凍空気調和機器施工作業 和裁 家具製作 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	

機械・プラント製図 電気製図 化学分析 広告美術仕上げ 舞台機構調整 フラワー装飾	機械製図手書き作業、機械製図C A D作業 配電盤・制御盤製図作業 化学分析作業 広告面粘着シート仕上げ作業 音響機構調整作業 フラワー装飾作業
--	---

- 二 手数料、実施期日、実施場所等
- 1 実技試験
- (1) 手数料
- ア 特級 一八、二〇〇円
- イ 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

職 種	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
造園、さく井、鑄造、鍛造、粉末冶金、機械加工、工場板金、めっき、ロープ加工、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、家具製作、製本、プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、建築大工、かわらぶき、配管、 ちゅう 厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、化学分析、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、フラワー装飾	九、二〇〇円	一八、二〇〇円

機械検査、婦人子供服製造	六、一〇〇円	一五、一〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	四、三〇〇円	一三、三〇〇円

ウ 三級（在校生に限る。）

職 種	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
造園、鋳造、機械加工、めっき、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、家具製作、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、化学分析、広告美術仕上げ、舞台機構調整、フラワー装飾	三、一〇〇円	一二、一〇〇円
機械検査	二、九〇〇円	一〇、一〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	二、九〇〇円	八、九〇〇円

エ 在校生について

イ及びウの「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学の訓練生又は認定職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）。
- ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。

- (イ) 高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の生徒又は学生
- (ウ) その他知事が認める者

オ 減額対象者について

イ及びウの「減額対象者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

(ア) 二級又は三級の実技試験を受検する者であつて、当該実技試験の受検日の属する年度の四月一日において三十五歳に達していないもの

(イ) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者以外の者

カ 手数料の免除について

高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（県外に設置されている高等学校に在学する場合にあつては、県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

(ア) 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。

(イ) 当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあつては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。

(ウ) 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困窮し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

(2) 実施期日

令和二年十二月四日（金曜日）から令和三年二月二十一日（日曜日）までの間において、別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

令和二年十一月二十七日（金曜日）以降に、協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(1) 手数料

三、一〇〇円

(2) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

ア 特級

職 種	実 施 期 日
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	令和三年一月三十一日（日曜日）

イ 一級及び二級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	令和三年一月二十四日（日曜日）
さく井、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、製本、パン製造、厨房設	令和三年一月三十一日（日曜日）

エ 三級				ウ 単一等級			
機械検査、プラスチック成形、建築大工、	製作、機械・プラント製図	電気機器組立て、配管、型枠施工	職 種	製麺、バルコニー施工	職 種	粉末冶金、石材施工	義肢・装具製作
令和三年二月七日（日曜日）	令和三年一月三十一日（日曜日）	令和三年一月二十四日（日曜日）	実 施 期 日	令和三年一月三十一日（日曜日）	実 施 期 日	令和三年二月十四日（日曜日）	羅布加工、半導体製品製造、空気圧装置組立て、縫製機械整備、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、
				舞台機構調整			
				備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図			
				令和三年二月三日（水曜日）			

かわらぶき、鉄筋施工、電気製図、広告美術仕上げ	
製造、機械加工、めっき、電子機器組立て、化学分析、舞台機構調整、フラワー装飾	令和三年二月十一日（木曜日）

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 次に掲げる書類（申請書を提出する者の氏名及び生年月日を確認することができ、るものに限る。）のいずれかの写し等。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の写しについては、個人番号が記載されている箇所を塗りつぶすこと。

ア 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三の在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項の特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

イ 生徒手帳又は学生証

ウ 旅券

(3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

令和二年十月五日（月曜日）から同月十六日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内については、協会のホームページ (<http://www.okayama-syokunou.or.jp/>) から「受検案内・受検申請書申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、協会へ請求すること。
- (2) 申請方法については、書留郵便又はこれに準ずる信書便による送付とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、3の受付期間内の消印又は通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- (3) 高等学校の生徒が実技試験手数料の減額対象者の適用又は免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

合格者については、受検番号を令和三年三月十九日（金曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>) に掲載する。

六 その他

- 1 天災その他やむを得ない事由により協会が技能検定の全部又は一部を実施することができない場合には、当該技能検定に係る実施職種、実施期日、実施場所、申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することができる。
- 2 不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六―二二六―七三八七）又は協会（電話〇八六―二二五―一五四七）に問い合わせること。

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

〔三九六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

高崎土地改良区

二 認可年月日

令和二年八月二十五日

〔三九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、笠岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

笠岡市全域	測 量 区 域
公共測量（空中写真測量）	測 量 の 種 類
令和二年八月二十四日から同 年十二月二十五日まで	測 量 期 間

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

〔三九八〕岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）第十九条第二項の規定により、水島港唐船線バイパス事業に係る環境影響評価書を作成したので、同条例第二十条第一項の規定により、縦覧に供する。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 事業者の名称

岡山県

2 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木隆太

3 主たる事務所の所在地

岡山市北区内山下二―四―六

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 対象事業の名称

水島港唐船線バイパス事業

2 対象事業の種類

自動車専用道路等の新設

3 対象事業の規模

道路延長 約一・八キロメートル

車線数 二車線

設計速度 時速四十キロメートル

三 対象事業実施区域

倉敷市玉島黒崎、同市玉島勇崎及び浅口市金光町大谷

四 関係地域の範囲

倉敷市及び浅口市

五 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

(1) 岡山県土木部道路建設課（岡山市北区内山下二―四―六）

(2) 岡山県備中県民局建設部工務第二課（倉敷市羽島一〇八三）

(3) 岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課（笠岡市六番町二―五）

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

(4) 倉敷市建設局事業推進課（倉敷市西中新田六四〇）

(5) 倉敷市玉島支所建設課（倉敷市玉島阿賀崎一―一―）

(6) 浅口市産業建設部工業団地推進室（浅口市鴨方町六条院中三〇五〇）

(7) 浅口市金光総合支所産業建設課（浅口市金光町占見新田七五一）

2 期間

令和二年九月二日（水）から十月一日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、1の(1)から(3)までの場所にあつては、令和二年九月二日（水）及び十月一日（木）の縦覧時間を午前八時三十分から午後七時までとする。

六 問い合わせ先

1 岡山県備中県民局建設部工務第二課

電話 ○八六―四三四―七〇四三

2 岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課

電話 ○八六五―六九―一六四〇

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

〔三九九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字池ノ内七二七―二、七二七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区久米一五〇―三グローヴ柚ノ木二〇四号

河畑 匡法

河畑 まい

三 許可番号

岡山県指令建指第七〇号

令和2年9月1日 岡山県公報 第12224号

〔四〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六一―

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目一三―一二アーバンコートC二〇一

中山 浩行

中山 茉莉

三 許可番号

岡山県指令建指第一二六号

◎岡山県公安委員会規則第七号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月一日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号ア中「幼児（六歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ中「幼児二人を」を「小学校就学の始期に達するまでの者二人を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。